

発行所

株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 介護保険の見直しと消費税

Q : 介護保険が改正されたそうですが、これに伴って税の取扱いが何か変わりますか？

A : 消費税の取扱いについて、少し注意が必要になると思われます。

【解説】

次のような介護保険の改正が先月行われましたが、これに伴って、消費税の取扱いも、施設等による特別な療養室等の提供や特別な食事の提供を非課税の範囲から外すという改正がされました。

【介護保険の改正】

保険給付の対象が見直され、次のサービスについては、自己負担となりました。ただし、低所得者については負担限度額を設けるなど緩和措置が設けられています。

- ① 介護保険施設における居住費や食費
- ② ショートステイの滞在費や食費
- ③ デイサービス、デイケアの食費

つまり、居住費や食費については、在宅サービスと同じように自己負担となったわけですが、この居住費や食費が特別になると消費税も課税対象にされるということになったのです。

具体的には、居住費であれば、利用者の希望に応じた居住環境（部屋の大きさ、景観、設備等）を整えた個室の室料などがこれに該当するでしょうし、また、食費であれば、利用者の希望する特別メニューや食材を提供するという場合の費用などがこれに該当するでしょう。

なお、この取扱いは従来からの取扱いを踏襲したもので、特別に改正されたという内容のものではありません。

